

赤穂市入札監視委員会
令和3年度第2回委員会議事概要書

開催日及び場所	令和4年1月26日(水) 市役所6階 602大会議室	
委員	有田 伸弘 (関西福祉大学社会福祉学部准教授) 羽田 由可 (弁護士) 家根 次代 (税理士) 武内 隆幸 (兵庫県光都土地改良センター農政専門員)	
審議対象期間	令和3年4月1日 から 令和3年9月30日 まで	
報告事項	(1) 入札状況 (2) 抽出案件について (3) 指名停止状況 (4) 談合情報等不正行為に係る情報及び対応状況 (5) 入札・指名停止等に関する苦情・申立ての状況	
審議事項 (協議事項等)	(1)抽出案件の審議	
抽出案件	4件	案件名
一般競争入札	(工事) 1件	下水管理センター耐震補強工事 (上下水道部下水道課)
	(委託)	
指名競争入札	(工事)	
	(委託) 1件	赤穂西中学校(B棟・D棟)大規模改造工事外実施設計 業務委託 (建設部都市計画課)
	(物品) 1件	はしご付消防自動車1台 (消防本部)
随意契約	(工事)	
	(委託) 1件	名勝旧赤穂城庭園植栽維持管理業務委託 (教育委員会文化財課)
	(物品)	
委員からの意見・質問、それに対する回答等 答 答 等	次のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容 内 容 内 容	審査した4件とも契約は適切に行われている。	

意見・質問	回答
<p>報告事項</p> <p>(2)抽出案件について(審査対象案件)</p> <p>随意契約案件の中に、社会福祉法人を対象に見積合せを行っているものがある。地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を根拠に1者による随意契約ができたと思うが、複数による見積合せをした理由は何か。</p> <p>(3)指名停止状況について</p> <p>脱税容疑での起訴で指名停止となっているが、個人の不法行為についても責任を問うのか。</p>	<p>障害者支援施設から物品等の調達推進を図る観点により、比較的、簡易な除草等について福祉施設に見積合せに参加してもらった。</p> <p>本件については、実施可能か問う意味で試行的に複数団体に見積合せに参加してもらったものである。</p> <p>今回の件は、入札参加資格制限及び指名停止基準別表第3第7項第3号により「入札参加資格者等」が「業務」に関し、脱税行為により起訴されたときとしている。「入札参加資格者等」とは、同基準第7条により、入札参加資格者又はその使用人としており、また「工事契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」（平成6年）によると、「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものである。」とされている。これらのことから、今回の件は入札参加資格者等である会社の支店長が、会社として行った工事という業務に関する行為であるので措置対象とした。</p>
審議事項	
①赤穂下水管理センター耐震補強工事（上下水道部下水道課）	
<p>本工事は以前に不落となった工事の再度公告によるものであるが、前回から変更した内容は何か。</p> <p>工事を追加したのに、予定価格が減少しているのはなぜか。</p> <p>本工事は、建築工事と電気工事、機械工事を一括発注しているが、分割発注をせずに一括発注する基準はあるのか、また今回はそれぞれの工事の割合はどれくらいか。</p>	<p>廃材処理を追加した。</p> <p>見直しにより工期短縮を行ったことにより諸経費が減少し、追加工事を加味しても全体で設計額が減少したものである。</p> <p>一括発注の基準は特に設けてはいないが、工事の関係性・連続性で判断している。本工事の割合については、電気・機械併せて全体金額の6%程度である。</p>
②赤穂西中学校(B棟・D棟)大規模改造工事外実施設計業務委託（建設部都市計画課・教育委員会総務課）	
<p>本業務の落札額が予定価格と大きく離れているが、設計額は妥当か、また落札額と差が出た理由は何が考えられるか。</p> <p>辞退者が3者あるが、理由は何か。</p> <p>指名競争入札で辞退者があることは一般的な事か。</p>	<p>設計額については、「官庁施設の設計業務等積算基準」により算出しており妥当であるとする。落札率が低かったことについては、明確な理由はわからないが、業者の得意分野であったのではと考える。</p> <p>辞退理由は、業務多忙により対応できないとのことであった。</p> <p>指名するにあたって、事前に業者に意向確認を行っているものではないので業務多忙などの理由で辞退者があることは一般的ではないかと考える。</p>

③名勝旧赤穂城庭園植栽維持管理業務委託（教育委員会文化財課）

本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約であるが、2者の見積合せによる競争をしている。同じ文化財の城壁工事は2者で指名競争入札をしているがその違いは何か。

選定理由の中で、「文化財庭園保存技術者協議会」の会員であることを指定しているが、他市でも名勝庭園の植栽管理については、この協議会の会員に限定しているのか。

この協議会の会員になるには非常に厳しい条件があると聞いている。
現在、正会員である方は高齢であり、今後対応できなくなることも考えられる。
市として、技能の承継策を検討すべきではないか。

本件については、例年1者による随意契約としており、今回も担当課から1者随契として起案されたものであったが、契約管財課より競争性を考えられないかと提案し、価格だけで判断しにくい面もあるとの協議の結果、2者による見積合せとなったものである。今後も指名競争入札を含め、適正な契約方法について検討していく。

他の自治体の名勝庭園の調査は行っていない。
文化庁が名勝庭園保存の技術として協議会を認定しており、赤穂市には協議会の会員が市内に存在する。そのため、本件業務の履行にあたっては、その会員に委託することが妥当ではないかと考える。

正会員になるための条件が厳しいことは承知しており、今回は選定範囲を協議会の研修会員にまで拡大した。
現在、市内には研修会員である若手技術者が複数いることから技能の承継が急務となる状況ではないが、研修会員にも業務に携わってもらうことで技能の承継に繋がればと考える。

④はしご付消防自動車1台（消防本部）

国内のはしご車については、1社がほぼ独占していると聞いている。そのようなメーカーを入れて実施する指名競争入札は成立するのか。

国外のメーカーのはしご車は使用できないのか。

本件については、はしご車へのぎ装等を条件とした仕様による発注であり、競争性が保たれているものと考えた。
また、他市においても同様の入札を実施し、落札者も様々であることも確認している。

消火・救助活動中に故障が生じた場合にその場での迅速な対応が可能か、また、日常のメンテナンス対応、さらに日本の安全基準を満たしているか等不明な部分が多いため国外メーカーの使用は考えていない。